

令和 7 年 度

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 記録に基づいた協議について .....	1
1. 証人喚問申出について .....	2
1. 匿名の資料の取扱いについて .....	5
1. その他 .....	7

---

令和 8 年 3 月 1 9 日 (木曜日)

## 新庁舎建設工事に関する調査特別委員会 会議録

令和8年3月19日 木曜日

午後1時30分開議

午後2時03分閉議（実時間32分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 記録に基づいた協議について
1. 証人喚問申出について
1. 匿名の資料の取扱いについて
1. その他

### ○本日の会議に出席した者

委員長	中山諭扶哉君
副委員長	木村博幸君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	野崎伸也君
委員	橋本貴喜君
委員	深田浩介君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記	松崎広平君
	小谷匠君

（午後1時30分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、定刻と

なり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を開会いたします。

協議に入ります前に、お諮りいたします。

まず、報道機関及び一般の方から傍聴の申出があつております。当調査特別委員会の運営要領に基づき、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、傍聴者の入室をお願いします。

（傍聴者 入室）

○委員長（中山諭扶哉君） 小会します。

（午後1時33分 小会）

（午後1時34分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

次に、撮影及び録音についてであります。当調査特別委員会の運営要領に基づき、報道機関のみ許可といたします。これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会中、基本的人権やプライバシー保護等のため、必要に応じ秘密会になる可能性があります。その際は、報道機関を含め、傍聴者には退席いただきますので御承知おき願います。

それでは、協議に入ります。

### ◎記録に基づいた協議について

○委員長（中山諭扶哉君） 初めに、1、記録に基づいた協議についてでございますが、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてでございますが、前回の委員会で決定し提出を求めました記録につきましては、皆

様にお知らせしましたとおり、2月10日付で執行部から提出されております。

また、提出された記録については、お手元のタブレット端末にもデータを格納しており、委員各位におかれましては、本日までに確認していただいていることと思います。

これらの資料について、問題点や疑問点、確認が必要な点等、皆さんから御意見を集約したいと思います。何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中山諭扶哉君) ないようですので、それでは、提出された記録につきましては、引き続き確認いただき、今後の協議資料として活用いただければと存じます。

---

#### ◎証人喚問申出について

○委員長(中山諭扶哉君) 次に、2、証人喚問の申出についてでございますが、期限までに提出された申出書は2件ございます。タブレット端末の証人出頭要求一覧を御覧ください。

本件に関しましては、基本的人権、プライバシーに配慮する目的から、個人名に関してはアルファベットを付しておりますので、発言の際はA氏、B氏といった配慮をお願いいたします。

それでは、まず、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、A氏に対し、新庁舎建設工事に関し、分離分割発注の一般入札方式から一括発注の総合評価方式へ変更となったときの状況について確認するため出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等ございませんか。

○委員(村川清則君) 私も資料は結構見たいのですが、何でこのA氏なのか、その説明をお願いいたします。

○委員(木村博幸君) A氏につきましては、まず、契約検査課の係員ということですね。なぜこの方になるかという、平成31年度から

令和2年度まで2年間在籍されておりました。その後、契約検査課にはいらっしゃいません。今回争点となるこの分離分割発注方式から総合評価方式に変わった時点でいらっしゃったところ。それから、A氏については、この契約検査課に来られる前に、調べてみますと、財務部の中の資産税課におられました。そういうことから、非常に計数やお金のことからいろいろと詳しい方ではないのかなというところで、この方をお願いしようと思っております。

ほかにも契約検査課の方いらっしゃいますが、この方が一番、前の職歴からして妥当ではないのかなと。2年間もいらっしゃった。しかも、ちょうど真ん中にですね、こういう契約の変更になったところでは、聞くに何か値するものを持っていらっしゃると。そういうところで、このA氏に証人喚問をお願いしたいと思っております。

○委員(村川清則君) ほかに契約検査課たくさん人間がおられる中で、なぜこの人なのかがちょっと分かりません。

○委員長(中山諭扶哉君) ほかにありませんでしょうか。

○委員(橋本貴喜君) ちょっと今の説明ではしっかりとした、この人を呼ぶというのがよく……。ほかに対象者とか、いろいろ検討されたりはされなかったんですか。

○委員(木村博幸君) 私も全く分からないところであります。でも、一人一人前職を見てみて、この方が本当に、先ほどももう繰り返しますが、財務部でいろいろ詳しい、資産税を扱うというところでは妥当ではないかなと。実際ほかに、私から見て、この方はひょっとしたらというところは私にはありませんでした。契約検査課というのは今回の契約の方式を変える中の中核にもなる部門でありますので、もうこの方に絞るしかないかなと思っておりますし、呼んでみるに値するのかと個人的には思っております。

ます。

○委員（橋本貴喜君） ちょっと分かんないですけど、客観的な基準というのは何か設けて選ばれたんですか。この人はこうだからこの人がいいという。全体に、その当時、契約検査課いらっしやった中から、この人がこれに対してはこうだ、この人はこれに対してこうだと、いろんな基準を持って査定していかれたのかなと思うんですけど、そういったことをされての方という認識でよろしいんですか。それとも、単純にもうこの人しかいないと副委員長がお考えになって、この人を選んだということですか。

○委員（木村博幸君） 橋本委員の質問に対して、私も半分はそうです。もうこの人しかいないんじゃないかなと。9名、課長から、課員がいらっしやいますが、9名の中で、もう誰も、はっきり言って、面識私ありません。でも、前職のところ、財務部の資産税課というところいらっしやったというところからこっちに来られたというところでは、非常に詳しいところを知っておられるというふうに思いました。これだけに尽きます。ほかは全く、ほかの方々は全く、いろいろ私の調べる範囲内ではそんなに……。詳しいことに話を突っ込むことになるかもしれませんが、この人しかいないかなというふうに考えたところでございます。

○委員（橋本貴喜君） 選ばれたのは全然いいんですけど、選んだことに対して、もうちょっと明確にこういう基準で私はこの人を。資産税課にいらっしやったからとおっしゃいますけど、その方がもし資産税課じゃなくて違うところにいらっしやって来たら違ったのかとかもちょっと考えられますし、全体を、皆さん9名を同列に並べて、この人はこうだから、この人はこうだから、この人はここを知ってるからとか、何かしらの基準を持って選ばれたのでないと、何かちょっと違和感を覚えるんですけども。

○委員長（中山諭扶哉君） 橋本委員、今お話ありましたように、私は的確な答えだったと思いますし、分からないところがあるから聞かれるわけであって、ほかに何かこう、どうしてもその人では駄目だというような感じでいらっしやいますか。

○委員（橋本貴喜君） 駄目とかではなくて、選んだ基準をもうちょっと明確にお話ししていただきたいと。

○委員（木村博幸君） 何遍も繰り返します。私も面識ある人は一人もございません。9名の中で一人も面識はありません。ただ、前職が財務部資産税課というところでは詳しいだろうと、呼ぶに値するだろうというところだけです。ほかにはありません。

○委員（橋本貴喜君） 堂々巡りですので、これ以上質問いたしません。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 私、木村副委員長が証人をお呼びしたいという方の思いには賛同したいというふうに思います。というのは、頂いた資料で、契約検査課の中で在任期間をずっと調べて、手持ち資料としてしたんですけども、長くその契約検査課に在任されている方と、短く2年しかいらっしやらない方といるんですよ。長くいらっしやる方に対しては、恐らく何も異動させる理由はなかったからというような形になるのではないかなと。これはもう私の推測の範囲になってしまうんですが、2年で替わっていらっしやるといったところは、非常に引かかるところが私はありますので、ぜひこの2年しかいらっしやらないということも含めて、お話を聞いてみたいなどは正直に思っております。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにいらっしやいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出のとおり、A氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、A氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、B氏に対し、申出書に記載のある期日に行われた協議内容について、事実確認のため出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等ございませんか。御意見ありませんか、B氏について。

○委員（橋本貴喜君） 先ほどに引き続き、今回、B氏について出頭要求をされるわけですが、この方についても何かしら明確な基準に基づいて選定されたのかを聞かせてください。

○委員（木村博幸君） B氏にたどり着くといえますか、この方に絞るとい形になります。これは事前にサイドブックスで私たちが市のほうに資料を請求した中に入っております。記録請求分の中の、（8）建設に関する平成28年から令和5年度までの中の公益通報の中、あったかないかというところの部分で、実際そこにはなかったということなんです。データの中に、そこにだけ相談というのが1つ項目に入っております。相談の一式ということで、相談員がおって、そこに相談された内容がきちんと載っております。

1ページから7ページまでが相談の内容です。8ページからは、恐らくこの相談を受けた方が持ち込んだ資料がそのまま載ってるかと思いますが、その持ち込まれる資料じゃなくて、

相談員がつくられた資料になると思うんですけど、1ページから7ページまでの6ページと7ページ目にいろいろ相談される方の思いが入った中で、本日、要求一覧の中に挙げてます令和元年11月26日の前田建設工業との議事録みたいなところ、それから、ずっと下まで行くと、令和2年6月12日の前田建設工業との協議のところ、議事録のところ、これの2、4、6、8の9項目がこの方が相談のときに、議事録あるはずというふうに言って、資料では、その日時に米印がついてますので分かりやすいかと思います。

この9項目の五つの議事録が、私も大分調べたんですが、市から上がってきたデータにはありませんでした。要は、不存在という扱いで出してもらえない。見せてもらえない。でも、実際、相談員と相談された方、どなたか分かりませんが、その方は星印で、その日時がきつと残ってるはずと言われます。

ですので、それを、なら、聞くに値するには誰が一番いいのかということで、新庁舎建設課の方は、議事録ずっとほかのどこ出てくる中で、一番多く毎回ほぼ出てきてる方、しかも星印がついてる9日間のうち全部出席してる人ってなると、B氏、B氏です。B氏は全てその場において、その議事録になるような内容を全部聞いてらっしゃるということで、そういう意味合いでB氏をお呼びして証人喚問でいろいろお聞きしたいと、事実を確認したいというふうな形で選びました。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） 先ほど言われた相談案件とか、たしか結構名前とか全部隠してあったと思うんですけども、そこはどうやってたどり着かれて――。

○委員（木村博幸君） まず、サイドブックスには、その相談票は見れますよね。相談員と話

されたうちの6ページ目と7ページのところに載っている日にちをここに載せてます。この議事録に出てくる、それまでにいろいろと出てくる中で、いろんな資料、サイドブックス皆さん議事録見ておられると思いますが、ほとんどこのB氏は出てらっしゃいます。ということは、この星印も確実にいらっしゃるんじゃないかなろうかというところで、お呼びするに値するというふうに考えたところです。

○委員（橋本貴喜君） だから、B氏に至った、結局その——。こちらにある資料では、全部名前とかは何もない状況ですので、どうやって探されたのかな。

○委員長（中山諭扶哉君） 先ほどから、サイドブックスの資料の中でずっとB氏の名前が出てくると。会議録とかいろんなものの中に。

○委員（橋本貴喜君） ああ、会議録ですね。

○委員長（中山諭扶哉君） 事前資料の中に。だから、その人呼ぶんですよって明確に回答はされてるんですよ。

○委員（橋本貴喜君） 会議録のほうから追ったということですね。分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。

○委員（北園武広君） 9項目に関してということで、確かにもう項目的にも多いし、こんなに具体的に日にちまで書いてあるんで、逆に、私は聞いてみたいなというふうに感じた次第でございます。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございますので、それでは、お諮りします。

木村委員からの申出のとおり、B氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、B氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

なお、各委員におかれましては、証人喚問の開催日の5日前までに、委員長に別紙様式の尋問希望項目申出書を提出していただくこととなっております。これは証人に対し、各事項のどのような質問をするのかを記載して提出していただき、取りまとめ、質問内容が同じであれば、委員長が総括質問として尋問いたします。詳細については、タブレット端末にあります証人喚問手続についてを再度御一読いただきますようお願いいたします。

---

#### ◎匿名の資料の取扱いについて

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、匿名の資料の取扱いについてでございますが、今回、私、委員長宛てに匿名で届いた資料等の取扱いについて、先ほど協議を行いました。様々な御意見や御指摘がありましたが、委員会としての参考資料として取り扱うことに御異議ございませんでしょうか。

○委員（村川清則君） 採決、採ってください。どうしても異議なしというわけにはいかんのだらうと思います。こういう匿名を資料として全員が共有するちゅうことは、やはりそれなりの、なんと言いますか、こういう匿名ですんで、これからもどれだけ出てくるか分からないような内容ですんで、やはり基本的に百条委員会というのは公文書を基に判断するというのが筋だらうと思ってますんで、匿名というのは、どうしても異議なしというわけにはいかんのだらうと私は思ってます。採決してください。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

ほか御意見ございませんでしょうか。

○委員（橋本貴喜君） 匿名文書、匿名資料を、先ほど少しだけ拝見させていただきましたけれども、どういう資料がどれだけあるのかというのは、私どもは全く分かっておりません。その中で、それを資料として扱うということは、匿名文書、そして出どころ不明、作成者も特定されてない、客観的証拠能力が極めて低いと。これを前提とした議論は、先ほど村川委員もおっしゃられたとおり、慎重に行うべきであるというふうに考えます。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

ほかありませんか。ほか意見ございませんか。

○委員（木村博幸君） 先ほど午前中、全てで本当ありません。全て見る時間はございませんでしたので、要所要所、委員長のほうが主導して見せていただきましたが、本当に、今まで本当に探してた資料だなというのが私の率直な感想です。しかも、これは、普通、委員会じゃないんですけど、部会の中の会議とか市長レクとか、いろいろ会議がありますが、そこには前田建設さんとの話し合いとか、業者と話し合いとか、そういった中で行われる会議の議事録、これにもう準ずるような内容でございました。これは公文書になる議事録ではありませんが、実際それがないわけですから、それを補うには、十分に参考資料としては扱えるというふうに思った次第でございます。そこだけはぜひ御理解をしていただきたいなというふうに思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 午前中申しあげましたけれども、資料請求、委員長のほうでもらったんですけども、その際に提出された資料から、そこにはないような協議の記録というのが多々あったというふうに思います。何でそうい

った提出されたような記録と同じようなメンバー、例えば、部長、執行部、市長、あるいはそのほかの業者さんだったりとか、議員の名前もあったかと思えますけれども、そういった方々と提出されてる内容と同じような協議やられてるのにかかわらず、それが議事録として残っていないというような内容が、今回、午前中に、若干ではありましたけれども、見せていただいたというのがありました。何で記録を残してないのかというのに私は非常に疑問を持つところです。

今回のこの百条委員会というのは、そういった八代市の不備というか、ちゃんと記録を残すべきところを残してないというようなことがなぜ起きたのかというところをやっぱり解明していく委員会だというふうに思ってますんで、その1つの材料としては、私は非常に参考資料として大いなる意味を持っているというふうに思ってますんで、ぜひとも参考資料として取り扱わせていただきたいというふうに思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

○委員（村川清則君） 執行部を弁護するわけじゃないんですが、要するに、音声データを文字テロップに直したのを放映してあるということで、執行部が出されたのはあくまでも公文書であって、レクとかのときにタイプというか、パソコンで打つ内容が載ってるんだろうと思うんです。音声データを、それを文字に変えては一切出てないと思うんです。そういうことだろうと思います。別に執行部を擁護するわけではございませんが。

○委員（野崎伸也君） いずれにせよ、今の仮定の段階での話にここで今なってますんで、実際なぜなかったのかどうか、なぜ作らなかったのかどうかというのは、今の執行部に確認すべきだというふうに私は思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでし

ようか。

○委員（北園武広君） 今、公文扱いするかせんかということの話なんですけども、基準自体がまだ自分たちもはっきり理解でけとらん部分もありますし、あくまでも参考資料として出てくるということでの確認でよろしいんでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） そうです。

○委員（北園武広君） 分かりました。

○委員（橋本貴喜君） もう一度確認なんですけど、この資料を基にして、この委員会を進めていくってことにつながらないという認識でよろしいんですか。

○委員長（中山諭扶哉君） この資料を基にして、もしかしたらそれに対する質疑はあるかもしれませんが。それは公文書の有無じゃなくて、実際そういうのがあったのかどうかというのを調査する上では、それは必要だからです。なので、資料を採用して、それを調査するというのを今言われてるし、それは公文書じゃないので、できないじゃないかということも今聞いたところです。それで、皆さんの意見を集約したいと思ってます。

ほかありませんか。

○委員（村川清則君） どうしても異議なしということには賛同しかねますので、採決で。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、ただいま異議ありという意見が出ましたので、本件については多数決により採決を行いたいと思います。

それでは、お諮りします。

匿名の資料について、参考資料として取り扱うことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手多数と認め、匿名の資料を参考資料として取り扱うことといたします。

今後も同様に、委員宛てに匿名の資料等が送

られてくるケースが想定されますことから、委員会資料としての取扱いを判断するため、今回同様、事前に協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員会で取り扱いたい資料等がある場合は、適正かつ効率的な委員会運営を行うためにも、開催日の前々日までには御報告いただきますようお願いいたします。

---

◎その他

○委員長（中山諭扶哉君） 最後に、その他について何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようです。

次回の本委員会の開催日程についてですが、証人に対し出頭を要求しますことから、日程調整が必要となりますので、決まり次第、招集通知を送付いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を閉会いたします。

（午後2時03分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年3月19日

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会  
委員長